（独立行政法人大学入試センター法の一部改正）

第七十五条　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十五条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構法の一部改正）

第七十六条　独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条第二項中「第四号」を「第七号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改め、同条第四項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立女性教育会館法の一部改正）

第七十七条　独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　会館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立科学博物館法の一部改正）

第七十八条　独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　科学博物館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人物質・材料研究機構法の一部改正）

第七十九条　独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人物質・材料研究機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人物質・材料研究機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十二条中「独立行政法人物質・材料研究機構法」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）」に改める。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人防災科学技術研究所法の一部改正）

第八十条　独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人防災科学技術研究所法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第九条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十二条中「独立行政法人防災科学技術研究所法」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）」に改める。

第十六条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正）

第八十一条　独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。